

# おきたま食の応援団規約

(名称)

第1条 この会は、おきたま食の応援団（以下「応援団」という。）と称する。

(目的)

第2条 応援団は、地域をあげて置賜の農と食を応援し、置賜産農産物の地産地消の推進と置賜産農産物の愛用運動を実施することにより、置賜地域における農業の活性化、並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 応援団は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 置賜地域における地産地消の推進を図るための事業
- (2) 置賜地域の生産者、実需者及び消費者等の相互理解と交流拡大を図るための事業
- (3) 置賜地域及び置賜産農産物等のイメージアップを図るための事業
- (4) その他目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 応援団は、本会の目的及び事業内容等を理解し、自ら置賜産農産物を消費、購入、使用、加工し、又は置賜産農産物に関する情報発信等を行う者であって、応援団への参加について意思表示を行った者を会員とする。

(協賛店)

第5条 応援団は、会員のうち、消費者に対して自ら直接置賜産農産物を販売又は提供する者であって、自ら希望する者を協賛店とする。

2 協賛店に係る取扱いについては、別途定める。

(運営会議)

第6条 応援団を円滑に運営するため、運営会議を設置する。

2 運営会議は、別表に掲げる団体等で構成する。

3 運営会議は、置賜総合支庁産業経済部農業振興課長（以下「農業振興課長」という。）が主宰する。

(運営会議の協議事項)

第7条 運営会議は、次の事項を協議する。

- (1) 本規約の変更及び廃止
- (2) 会員及び協賛店に関する事項
- (3) 応援団の事業に関する事項
- (4) その他目的達成に必要な事項

(事務局)

第8条 応援団の事務は、農業振興課長が総括し、置賜総合支庁産業経済部農業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は農業振興課長が別に定める。

(付則) この規約は、平成23年7月15日から適用する。

別表 運営会議の構成

区 分	構 成 団 体 等
市町	米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
農業団体	山形おきたま農業協同組合
次の業種に該当する事業者のうち、農業振興課長が指名する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館、ホテル</li> <li>・飲食店</li> <li>・販売業（卸売業、小売業）</li> <li>・食品製造業</li> <li>・その他応援団の活動に関連すると認められる業種</li> </ul>
県	置賜総合支庁

- 1 運営会議が必要と認めるときは、上記以外の者を構成員とすることができる。